

鎌倉市立深沢小学校いじめ防止基本方針

令和8年(2026年)4月

鎌倉市立深沢小学校

1. 本校のいじめに対する考え方・基本姿勢

【学校教育目標】 つながろう つなげよう

『深い思いやりと さわやかな笑顔で 行動する子』

<めざす子ども像>

- ・感性を豊かに すすんで考える子
- ・他者とかかわり 自分で判断して行動する子

<今年度深沢小学校重点目標>

○みんなのくらす みんなの担任 みんなで育つ深沢小

<今年度深沢小学校研究テーマ>

○子どものみえかたから構想する授業づくり～国語科の授業づくりから～

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。本方針は、鎌倉市いじめ防止基本方針に基づき、学校・家庭・地域との連携のもとに総合的かつ効果的に推進するために策定する。

【いじめに対する基本認識】

- いじめは、いじめを受けた子どもの人権を著しく侵害し、尊厳を損なう、絶対に許されない行為である
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る
- いじめは、家庭環境や対人関係など、様々な背景から、様々な場面で起こり得る
- いじめは、「対象児童」や「関係児童」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子どもにも注意を払う必要がある
- いじめは、大人に気付きにくい所で行われることが多く、発見しにくいものである
- いじめは、その行為や様態により、犯罪行為として取り扱われるものもある

【いじめの禁止】

本校では、いじめを禁止するとともに、いじめを放置しない

【学校及び教職員の責務】

- ・いじめはどの子どもにも起こりうることを踏まえ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全職員で取り組む。
- ・教職員が情報を共有し取り組むとともに、関係機関や教育委員会との連携も密にし、「みんなのくらす みんなの担任 みんなで育つ深沢小」という学校目標のもと、子どもたち一人ひとりに対しチームで支援する体制づくりを進める。
- ・児童同士、児童と教職員の信頼関係を築く。
- ・児童が授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりを心がける。
- ・児童が互いに認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出せるよう指導する。
- ・学校におけるいじめの未然防止の取組が成果を上げているかは、日常的に児童の行動を把握したり、定期的なアンケートや児童の欠席日数などで検証したりし、改善点について等を検討し、PDCA サイクルに基づく取組を継続する。
- ・いじめ問題には、学校や家庭の問題としてだけではなく、全ての大人たちの問題として取り組む必要があるため、日頃から地域や家庭、関係機関と一丸となって相互に協力する関係づくりを進めていく。

2. 「いじめの未然防止」(平時の取組)

いじめの未然防止のための取り組み

- ・体験活動や特別活動の充実を図り、学校外の人々との関わりや集団活動を通して自己の役割や責任を果たそうとする態度やよりよい人間関係を築こうとする態度等、道徳性を育む取り組みを進める。
- ・日頃の授業や行事等特別活動の中で、自己決定の場を用意し、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進する。
- ・「特別の教科道徳」の時間などを通して、児童自らがいじめの問題について学び主体的に考え議論し、行動する機会を設けるよう努める。
- ・児童に対し、いじめの傍観者とならず、いじめを発見したら、いち早く教職員へ報告するなど、いじめを止めさせるための行動を取ることの重要性を理解させるよう努める。
- ・教職員は指導に際して、自らの言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払う。
- ・児童が主体的に考えられるよう、日頃から分かる授業を心がけ、子どもの実態に合わせた授業づくりに努める。
- ・学校関係者や地域の方等との連携を通して、教育活動における様々な場面で「いのちの大切さ」を学ぶ出前事業等を設定する。
- ・「いじめは決して許されない」という共通認識に立ち、全教職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、迅速に、組織的に対応する。

・いじめの防止等のための対策に関する取組を年間計画に位置付けて実施する。

3. 「いじめの早期発見」（いじめの兆候を見逃さないための手立て）

(1) いじめの早期発見のための取り組み

- 「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る問題である」という認識を持ち、各学校において、日頃から子どもの日常の行動や生活の様子に目を配るとともに、児童との信頼関係の構築等に努める。
- 定期的にアンケート調査や教育相談を実施し、児童がいじめを訴えやすい体制を次のように整え、いじめの疑いや相談があった場合は迅速かつ確実に対応する。
- 児童及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう次のとおり、相談・支援体制の整備を行う。なお、外部機関との主な窓口は児童支援専任が担う。
 - ① 教育相談員の活用
 - ② スクールカウンセラーの活用
 - ③ SSW との連携
 - ④ 警察との連携

(2) いじめの早期発見・早期対応のための年間計画（表を参照）

- 活動の柱
 - ・いじめの未然防止
 - ・児童の主体的な活動の推進
 - ・いじめの早期発見・早期対応
 - ・いじめへの組織的な対応
 - ・学校、家庭および地域との連携

【いじめの早期発見・早期対応のための年間計画】

目安	主な取り組み内容	目的・備考		
4月	始業式・入学式 学年集会 授業参観・懇談会 職員研修（前年度の事例・方針確認） 情報共有・児童との関係づくり	年度初めの周知徹底・未然防止 信頼関係構築	特別な教科道徳 関連内容の指導 通年	毎月の児童実態の把握 情報共有 特別支援校内委員会 通年
5月	地域訪問 かじのき家庭訪問 授業参観・懇談会(1年)	初期の問題兆候把握と対応 方針確認		
6月	つどいの教室学級訪問 小中連絡会	不安や不調の早期発見、児童情報共有		
7月	いじめに関するアンケート実施 個人面談 いじめ防止対策会議 研究全体会	取組評価、対応状況の点検、必要な支援把握		
8月	夏季休業前後の児童の情報交換	長期休業による変化の把握		
9月	学校へ行く週間 授業参観・懇談会	長期休業明けの心身の変化や定期的観察の確認		
10月	いのちの授業 つどいの教室連絡会 パラスポーツ交流	日常活動における兆候把握と学級集団観察		
11月	運動会 小中交流 キャラバン隊来校 薬物乱用防止教室 教育相談	意識向上と児童主体の防止活動強化		
12月	インターネット被害防止講座 いじめに関するアンケート実施 個人面談 いじめ防止対策会議	家庭との連携、年間取組の振り返り		
1月	パラスポーツ交流 CS 会議 研究全体会	評価を踏まえた授業改善・指導強化		
2月	幼保小交流 入学説明会 授業参観・懇談会 教育懇談会 ピンクシャツ運動（運営委員会）	早期対応の促進		
3月	小中交流 授業参観・懇談会(6年) いじめに関するアンケート実施 いじめ防止対策会議	次年度取組への反映・組織体制の見直し		

4. 「いじめに対する措置」（発見したいじめに対する対処）

(1) いじめの解決のための取り組み

①いじめの発見・通報を受けた時の対応

- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、すぐにその行為を止める。
- ・児童や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・教職員は先入観を持たず公平に聴き取りを行い、対象児童の心情を丁寧に聴く。
- ・発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、速やかに管理職や学年の教員、児童支援専任に報告し、校内いじめ防止対策委員会等で情報共有する。
- ・速やかに関係児童から事情を聴き取り、いじめの事実を確認する。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや、児童の生命身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、教育委員会に報告・協議し所轄警察署との相談や学校警察連携制度の活用など、警察と連携して取り組む。

②いじめられた児童または保護者への対応

- ・児童から、事実関係の聞き取りを行う。情報を適切に記録する。
- ・児童や保護者に「最後まで守り抜くこと」や「秘密を守ること」をはっきりと伝える。
- ・児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意する。
- ・事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した情報は、速やかに保護者に伝える。
- ・児童にとって信頼できる友人や教職員、家族等と連携して支える。
- ・状況に応じて、教育相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの協力を得る。
- ・謝罪や事後の行動観察の結果、いじめが解消したと思われる場合でも、見守りは継続する。

③いじめられた児童の理解と傷ついた心のケア

- ・いじめられた児童の保護を最優先させる。
- ・二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、児童の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに、傷ついた心のケアを行う。その際の留意点として、
 - 「誰も助けてくれない」という無力感をとり払うこと
 - いじめに立ち向かう支援者として「必ず守る」という決意を伝えること
 - 「辛さや願いを語る」ことができる安心感のある関係をつくることを心がける

- 状況に応じた見守り等を実施する
- 信頼関係にある友人や教職員、家族等と連携し、児童を支える体制をつくる
- 安心して学習、その他の活動に取り組めるよう学習環境を整備し支援する

④いじめた児童または保護者への助言

- ・ 児童から事実関係の聴き取りを行う。
- ・ 聞き取った内容を速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得る。
- ・ 保護者と連携した適切な対応ができるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ・ 組織として毅然とした指導を行い、いじめは絶対に許されない行為であることを理解させる。
- ・ いじめが人格を傷つけ、生命、身体、財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ 児童が抱える課題に目を向け、いじめを繰り返さないよう継続的に指導・支援する。
- ・ 必要に応じて、外部専門家（心理・福祉等の専門家、教員・警察官経験者等）の協力を得て組織的に、いじめの再発防止の措置をとる。

(2) 周りの児童たちに対しての働きかけ

- ・ 当事者だけの問題にとどめず、いじめを見ていた児童にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ・ はやし立てたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為はいじめに加担していることを理解させるよう指導する。
- ・ 必要に応じて、学級や学年、学校全体の問題として考え、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を児童たちに広げ、再発防止へ向けた指導を行う。

(3) 経過観察と再発防止に向けた継続した指導

- ・ いじめが解消している状態と見られる場合でも、引き続き保護者と連携しながら児童の経過観察を行い、必要に応じて「いじめ防止・対策等検討会議」で課題等の検討と事後指導の評価を行い、追加の支援や指導を行う。
- ・ いじめられた児童、いじめた児童双方に教育相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関の活用を含め、継続的な指導や支援を行う。
- ・ いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的な取組みや生徒指導体制を見直し、再構築していく。

(4) インターネット上のいじめへの対応

- ・ 不適切な書き込み等については、拡散を防ぐため直ちに削除のための措置をとる。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警

察署に通報し、適切な支援を求める。

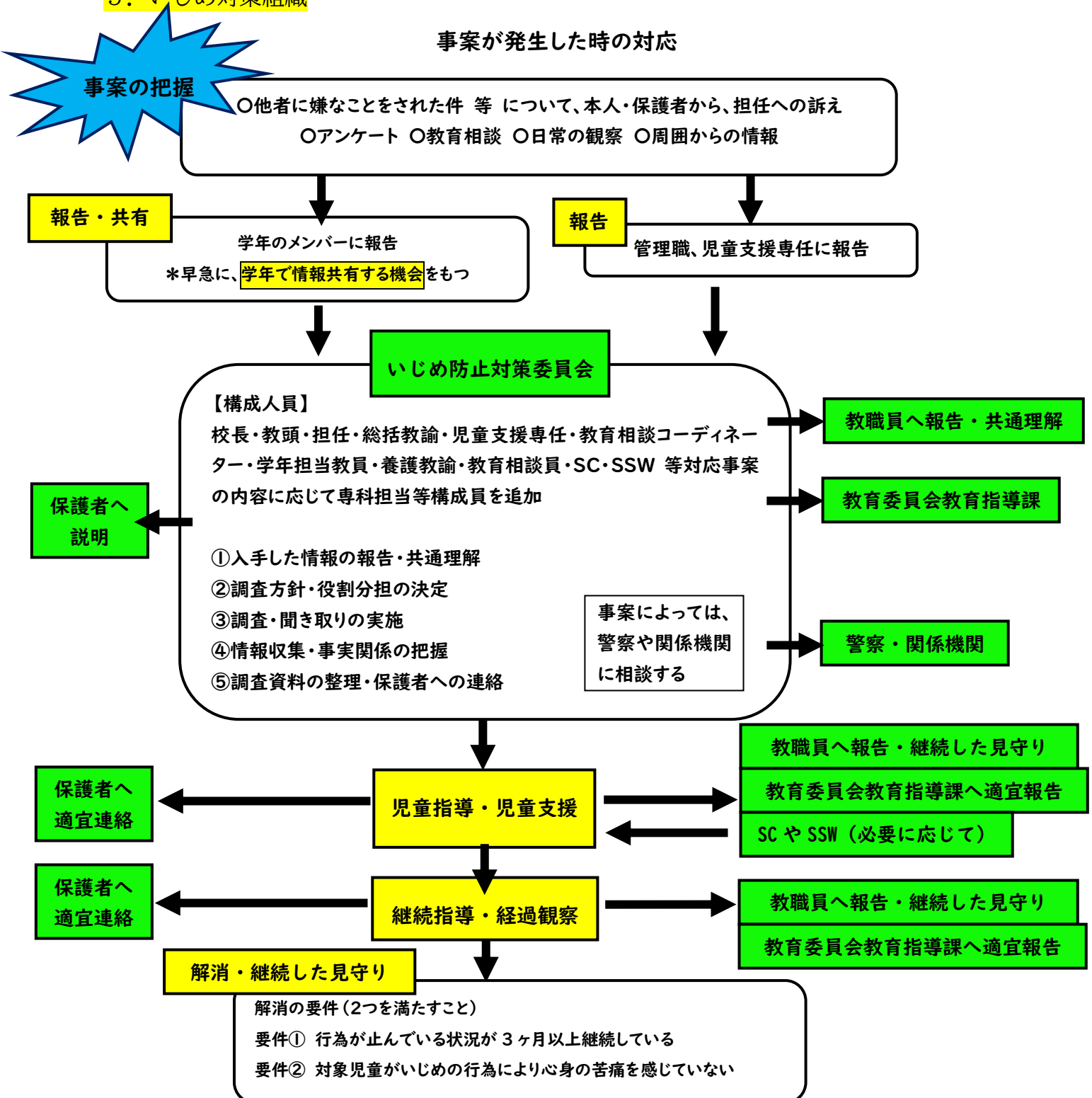
- ・児童が悩みを抱え込むことのないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談など、関係機関の取組を周知する。
- ・情報モラル教育の推進と保護者への啓発活動を行う。

(5) 学校評価における扱い

- ・いじめ防止等にむけた取組みについて学校評価を用いて検証し、改善に取り組む。

5. いじめ対策組織

事案が発生した時の対応



【いじめ防止委員会の開催時期と内容】

いじめの事案が発生していない時でも、学期に1回程度は開催し、児童の情報交換といじめ防止のための事例研究や研修を行う。また、学校いじめ防止基本方針の見直しや、基本方針に基づく取組の年間計画の作成や実施等のほか、次のことを担当する。

- ◇児童や保護者の相談や地域住民等からの通報の窓口
- ◇いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報を収集、記録
- ◇いじめの疑いのある情報があった際の学年会や職員会議等緊急会議の開催
- ◇関係する児童への事実関係の聴取など、いじめに関連する情報の迅速な収集及び調査
- ◇いじめを受けた児童の保護や支援、いじめを行った児童に対する指導や支援、家庭や関係機関との連携
- ◇在校生やその保護者に対する情報提供

5. いじめ重大事態への対応

いじめの重大事態については、「疑い」の段階から速やかに教育委員会に報告し、市いじめ防止基本方針に則って対応する。（市基本方針「Ⅲ 重大事態への対処」14p 及び「いじめの対応の流れについて」に基づく。）